

科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領
新旧対照表

案件番号	条文・様式名等	改正内容(改正前)	改正内容(改正後)案
1	第2	<p>(契約の締結) 第2 受託予定者は、契約の締結にあたり、次に掲げる各号の書類を作成し、甲の指示する期日までに提出しなければならない。 (1)業務計画案(様式第2の業務計画書に準ずるもの) (2)経費等内訳書 (3)誓約書(様式第45)(競争性のない随意契約の場合) (4)責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制等について(様式第51)(個人情報を取扱う契約であって、一般競争入札(総合評価落札方式)以外の場合)</p> <p>2～3省略</p> <p>4 委託契約書について、国有財産(産業財産権及び著作権を除く)を使用するときは、委託契約書第48条(その他の事項)の前に下記のとおり追加される。 (国有財産(産業財産権及び著作権を除く)の使用) 第〇条 文部科学省〇〇〇〇長は、乙に対し、別紙に掲げる国有財産(産業財産権及び著作権を除く。以下「財産」という。)を使用させることができる。</p> <p>以下、省略。</p>	<p>(契約の締結) 第2 受託予定者は、契約の締結にあたり、次に掲げる各号の書類を作成し、甲の指示する期日までに提出しなければならない。 (1)業務計画案(様式第2の業務計画書に準ずるもの) (2)経費等内訳書 (3)誓約書(様式第45)(競争性のない随意契約の場合) (4)責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制等について(様式第51)(個人情報を取扱う契約であって、一般競争入札(総合評価落札方式)以外の場合)</p> <p>2～3省略</p> <p>4 委託契約書について、国有財産(産業財産権及び著作権を除く。)を使用するときは、委託契約書第48条(その他の事項)の前に下記のとおり追加される。 (国有財産(産業財産権及び著作権を除く。)の使用) 第〇条 文部科学省〇〇〇〇長は、乙に対し、別紙に掲げる国有財産(産業財産権及び著作権を除く。以下「財産」という。)を使用させることができる。</p> <p>以下、省略。</p>
2	第6	<p>第6 委託契約書第9条に定める支出を証する書類とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1)省略 (2)人件費は、備上決議書(日額、時間給の決定事項を含む。)、出勤簿、作業日報、出面表、給与支払明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類。</p> <p>以下、省略。</p>	<p>第6 委託契約書第9条に定める支出を証する書類とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1)省略 (2)人件費は、備上決議書(日額、時間給の決定事項を含む。)、出勤簿、作業日報、出面表、給与支払明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類。</p> <p>以下、省略。</p>
3	第8	<p>第8 委託業務の実施に必要な経費の執行等にあたっては、次の各号に留意する。 (1)～(6)省略</p> <p>(7) 学生等に業務を行わせる場合は、雇用契約(委嘱を含む)を締結すること。ただし、知的財産権が生じない単純労務(会議の準備、機材移動、データ入力、資料整理等)により謝金を支払う場合については、この限りでない。</p>	<p>第8 委託業務の実施に必要な経費の執行等にあたっては、次の各号に留意する。 (1)～(6)省略</p> <p>(7) 学生等に業務を行わせる場合は、雇用契約(委嘱を含む。)を締結すること。ただし、知的財産権が生じない単純労務(会議の準備、機材移動、データ入力、資料整理等)により謝金を支払う場合については、この限りでない。</p>
4	第34	<p>(国有財産(産業財産権及び著作権を除く)の使用) 第34 乙は、国有財産(産業財産権及び著作権を除く)を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>	<p>(国有財産(産業財産権及び著作権を除く。)の使用) 第34 乙は、国有財産(産業財産権及び著作権を除く。)を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>
5	附則	<p>附則(令和7年2月26日改正) 第1 この要領は、令和7年2月26日から施行し、令和7年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。 第2 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。</p>	<p>附則(令和8年3月11日改正) 第1 この要領は、令和8年3月11日から施行し、令和8年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。 第2 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。</p>

科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領
新旧対照表

案件番号	条文・様式名等	改正内容(改正前)	改正内容(改正後)案
6	様式第1 委託契約書	<p>(計画の変更等) 第10条 乙は、業務計画書を変更しようとする場合において、次の各号の一に該当するときは、委託業務変更承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。 (1) 業務計画書の「I. 委託業務の内容」に関する変更をしようとするとき(第4項の届け出により変更内容が明確になるものは除く)</p> <p>(2) 業務計画書の「II. 委託業務の実施体制」のうち、「4. 知的財産権の帰属」及び「5. 委託契約書の定めにより甲に提出することとされている著作物以外で委託業務により作成し、甲に納入する著作物の有無」を変更しようとするとき</p> <p>【競争的研究費の場合】 (3) 業務計画書の「III. 委託費の経費の区分」(受託者(委託先)又は再委託先)における大項目と大項目の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの大項目の額が直接経費の5割(直接経費の5割に当たる額が50万円以下の場合は50万円)を超えて増減する変更をしようとするとき</p> <p>【競争的研究費以外の場合】 (3) 業務計画書の「III. 委託費の経費の区分」(受託者(委託先)又は再委託先)における大項目と大項目の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの大項目の額が直接経費の3割(直接経費の3割に当たる額が50万円以下の場合は50万円)を超えて増減する変更をしようとするとき</p> <p>(4) 委託契約書第10条第2項の中止の承認を受けた委託業務の再開にかかる第1号を変更しようとするとき</p>	<p>(計画の変更等) 第10条 乙は、業務計画書を変更しようとする場合において、次の各号の一に該当するときは、委託業務変更承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。 (1) 業務計画書の「I. 委託業務の内容」に関する変更をしようとするとき(第4項の届け出により変更内容が明確になるものは除く。)</p> <p>(2) 業務計画書の「II. 委託業務の実施体制」のうち、「4. 知的財産権の帰属」及び「5. 委託契約書の定めにより甲に提出することとされている著作物以外で委託業務により作成し、甲に納入する著作物の有無」を変更しようとするとき。</p> <p>【競争的研究費の場合】 (3) 業務計画書の「III. 委託費の経費の区分」(受託者(委託先)又は再委託先)における大項目と大項目の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの大項目の額が直接経費の5割(直接経費の5割に当たる額が50万円以下の場合は50万円)を超えて増減する変更をしようとするとき。</p> <p>【競争的研究費以外の場合】 (3) 業務計画書の「III. 委託費の経費の区分」(受託者(委託先)又は再委託先)における大項目と大項目の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの大項目の額が直接経費の3割(直接経費の3割に当たる額が50万円以下の場合は50万円)を超えて増減する変更をしようとするとき。</p> <p>(4) 委託契約書第10条第2項の中止の承認を受けた委託業務の再開にかかる第1号を変更しようとするとき。</p>
7	様式第1 委託契約書	<p>(知的財産権の報告) 第26条 6 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権(産業財産権を除く)について、甲の求めに応じて、自らによる実施及び第三者への実施許諾の状況を書類により報告しなければならない。</p>	<p>(知的財産権の報告) 第26条 6 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権(産業財産権を除く。)について、甲の求めに応じて、自らによる実施及び第三者への実施許諾の状況を書類により報告しなければならない。</p>
8	様式第1 委託契約書	<p>(属性要件に基づく契約解除) 第42条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。 (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき</p>	<p>(属性要件に基づく契約解除) 第42条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。 (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。 (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。 (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。 (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。 (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>